

基準病床数について

1 基準病床数について

病床の整備について、病床過剰地域から非過剰地域へ誘導することを通じて、病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保するため、医療法第30条の4第2項第14号に基づき、基準病床数を設定する。

※病床の種別に応じて設定(医療法施行規則第30条の30)

病床の種別	設定する区域
療養病床及び一般病床	二次医療圏
精神病床	県全域
結核病床	県全域
感染症病床	県全域

※病床の必要量(必要病床数)

地域医療構想において、現在の医療需要と将来推計人口から将来の医療需要を推計し、地域における病床の機能分化及び連携を推進するため、医療法第30条の4第2項第7号イの規定に基づき算定するもの。(基準病床数とは異なるもの。)

2 基準病床数の算定について

(1) 療養病床及び一般病床

・算定式 = ①基本部分 + ②県間調整

① 基本部分 = A 療養病床 + B 一般病床

A 療養病床: $(\sum(\text{ア} \times \text{イ}) - \text{ウ} \pm \text{エ}) \div \text{オ}$

ア: 人口(性年齢階級別)

⇒ 岐阜県人口動態統計調査(H29.7.1四半期報)

イ: 療養病床入院受療率(性年齢階級別)

⇒ 厚生労働省告示数値

ウ: 在宅医療等対応可能数 ⇒ 詳細を今後国が通知予定

エ: 他圏域との流出入患者数 ⇒ 患者調査(H26)

オ: 療養病床病床利用率 ⇒ 厚生労働省告示

(0.90を下限とする。県の直近の病床利用率0.90を上回る

場合は、0.90～直近の病床利用率の間で知事が定める。)

B 一般病床: $(\sum(\text{ア} \times \text{イ}) \times \text{ウ} \pm \text{エ}) \div \text{オ}$

ア: 人口(性年齢階級別)

⇒ 岐阜県人口動態統計調査(H29.7.1四半期報)

イ: 一般病床退院率(性年齢階級別)

⇒ 厚生労働省告示数値

ウ: 平均在院日数 ⇒ 厚生労働省告示数値(13.4日)

エ: 他圏域との流出入患者数 ⇒ 患者調査(H26)

オ: 一般病床病床利用率 ⇒ 厚生労働省告示

(0.76を下限とする。県の直近の病床利用率0.76を上回る

場合は、0.76～直近の病床利用率の間で知事が定める。)

② 県間調整

流出先又は流入元の都道府県と協議を行い定めた数

(2) 精神病床

・算定式 = (①平成32年度末の入院需要(患者数) ± ②流出入患者数) ÷ ③病床利用率

①入院需要: $\sum(\text{ア} \times \text{イ}) + \sum(\text{ア} \times \text{ウ}) + \sum(\text{ア} \times \text{エ} \times \alpha \times \beta) + \sum(\text{ア} \times \text{オ} \times \gamma)$

ア: 推計人口(H32年、性年齢階級別)

⇒ 日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)(国立社会保障人口問題研究所)

イ: 入院期間が3カ月未満である入院患者の入院受療率(性年齢階級別)

ウ: 入院期間が3カ月以上1年未満である入院患者の入院受療率(性年齢階級別)

エ: 入院期間が1年以上である入院患者(認知症除く)の入院受療率(性年齢階級別)

オ: 入院期間が1年以上である入院患者(認知症である者に限る)の入院受療率(性年齢階級別)

⇒ イ、ウ、エ、オは厚生労働省告示数値

α: 入院期間が1年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とするものの割合(0.8～0.85の間で知事が定める。)

β: 治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案した影響値(0.95～0.96の間で知事が定める。)

γ: 認知症施策の実績を勘案した影響値(0.97～0.98の間で知事が定める。)

② 流出入患者数
患者調査(H26)

③ 病床利用率
厚生労働省告示(0.95)

(3) 結核病床

・算定式 = ①想定される入院患者数 × 地域の実情に応じた調整 + ③慢性排菌患者入院数

① $\text{ア} \times \text{イ} \times \text{ウ} \times \text{エ}$

ア: 1日当たりの感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の数 ⇒ 0.378人/日

イ: 法第19条及び20条の規定に基づき入院した結核患者の退院までに要する平均日数 ⇒ 算定中

ウ: 結核等の年間新規患者数の発生数の区分に応じ定める数 ⇒ 385人:1.5

エ: 粟粒結核、結核性髄膜炎等の重症結核、季節変動、結核以外の患者の混入その他当該都道府県の区域の事情に照らして定めた数値(1～1.5) ⇒ 検討中

② 慢性排菌患者入院数
平成28年度の慢性排菌患者数 ⇒ 0人

(4) 感染症病床

・算定式
= ①第一種感染症指定医療機関の感染症病床数 + ②第二種感染症指定医療機関の感染症病床数

① 第一種感染症指定医療機関の感染症病床数
⇒ 県内 2床

② 第二種感染症指定医療機関の感染症病床数
⇒ 県内 28床